

第102号議案

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成21年11月30日提出

芦屋市長 山中 健

提案理由

兵庫県高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の改正に伴い、関係条文を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例（昭和48年芦屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第16号を次のように改める。

(16) 高確法の一部負担金 次のア、イ及びウの額（以下これらを「高確法の費用の額」という。）から高確法の規定により同法第48条の後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が負担すべき額（広域連合の条例，規則等により高確法に規定する後期高齢者医療給付と併せて当該療養の給付に準ずる給付を受けることが出来る場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額をいう。

ア 高確法第71条第1項の療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額

イ 高確法第76条第2項第1号に規定する評価療養及び選定療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき高確法第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは，当該現に療養に要した費用の額）

ウ 高確法第77条第3項の療養費の額につき当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額

附 則

この条例は，公布の日から施行し，この条例による改正後の芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第2条第16号の規定は，平成20年4月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し，同日前の医療に係る医療費の助成については，なお従前の例による。

## 参 照

### 芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

兵庫県高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の改正に伴い、関係条文を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金の定義に係る規定の整理

(第2条関係)

高齢者の医療の確保に関する法律の一部負担金の定義を、同法の費用の額から後期高齢者医療広域連合が負担すべき額(広域連合の条例、規則等により同法に規定する後期高齢者医療給付と併せて当該療養の給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。)を控除(現行は、高額療養費のみを控除)した額に改める。

#### 3 施行期日等

##### (1) 公布の日

(2) 改正後の条例の規定は、平成20年4月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。